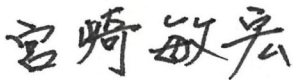


筑前町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和8年6月24日

筑前町教育委員会教育長 

筑前町教育委員会規則第2号

筑前町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則

筑前町立学校の通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後	現 行																				
別表（第2条関係） <table><tr><th>学校名</th><th>通学区域</th></tr><tr><td>三並小学校</td><td>櫛木区、三箇山区、黒岩区、三並区、<u>畑嶋区</u>、 長者町区、玉虫区、坂根区、<u>上曽根田区</u>、<u>下曽根田区</u>、三牟田区</td></tr><tr><td>中牟田小学校</td><td>砥上区、吹田区、西田区、赤坂区、<u>松延区</u>、松延新道区、石櫃区、中牟田町区、中牟田村区、下原区、朝日東区、朝日西区、<u>二区</u></td></tr><tr><td>東小田小学校</td><td>篠隈区、篠隈新道区、丸町区、東小田上区、東小田下区、福島区、<u>四三嶋区</u>、下高場区、安野区</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	学校名	通学区域	三並小学校	櫛木区、三箇山区、黒岩区、三並区、 <u>畑嶋区</u> 、 長者町区、玉虫区、坂根区、 <u>上曽根田区</u> 、 <u>下曽根田区</u> 、三牟田区	中牟田小学校	砥上区、吹田区、西田区、赤坂区、 <u>松延区</u> 、松延新道区、石櫃区、中牟田町区、中牟田村区、下原区、朝日東区、朝日西区、 <u>二区</u>	東小田小学校	篠隈区、篠隈新道区、丸町区、東小田上区、東小田下区、福島区、 <u>四三嶋区</u> 、下高場区、安野区	略		別表（第2条関係） <table><tr><th>学校名</th><th>通学区域</th></tr><tr><td>三並小学校</td><td>櫛木区、三箇山区、黒岩区、三並区、<u>畑島区</u>、 長者町区、玉虫区、坂根区、<u>上曽区</u>、<u>下曽区</u>、三牟田区</td></tr><tr><td>中牟田小学校</td><td>砥上区、吹田区、西田区、赤坂区、<u>松延本村区</u>、松延新道区、石櫃区、中牟田町区、中牟田村区、下原区、朝日東区、朝日西区、<u>二夕区</u></td></tr><tr><td>東小田小学校</td><td>篠隈区、篠隈新道区、丸町区、東小田上区、東小田下区、福島区、<u>四三島区</u>、下高場区、安野区</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	学校名	通学区域	三並小学校	櫛木区、三箇山区、黒岩区、三並区、 <u>畑島区</u> 、 長者町区、玉虫区、坂根区、 <u>上曽区</u> 、 <u>下曽区</u> 、三牟田区	中牟田小学校	砥上区、吹田区、西田区、赤坂区、 <u>松延本村区</u> 、松延新道区、石櫃区、中牟田町区、中牟田村区、下原区、朝日東区、朝日西区、 <u>二夕区</u>	東小田小学校	篠隈区、篠隈新道区、丸町区、東小田上区、東小田下区、福島区、 <u>四三島区</u> 、下高場区、安野区	略	
学校名	通学区域																				
三並小学校	櫛木区、三箇山区、黒岩区、三並区、 <u>畑嶋区</u> 、 長者町区、玉虫区、坂根区、 <u>上曽根田区</u> 、 <u>下曽根田区</u> 、三牟田区																				
中牟田小学校	砥上区、吹田区、西田区、赤坂区、 <u>松延区</u> 、松延新道区、石櫃区、中牟田町区、中牟田村区、下原区、朝日東区、朝日西区、 <u>二区</u>																				
東小田小学校	篠隈区、篠隈新道区、丸町区、東小田上区、東小田下区、福島区、 <u>四三嶋区</u> 、下高場区、安野区																				
略																					
学校名	通学区域																				
三並小学校	櫛木区、三箇山区、黒岩区、三並区、 <u>畑島区</u> 、 長者町区、玉虫区、坂根区、 <u>上曽区</u> 、 <u>下曽区</u> 、三牟田区																				
中牟田小学校	砥上区、吹田区、西田区、赤坂区、 <u>松延本村区</u> 、松延新道区、石櫃区、中牟田町区、中牟田村区、下原区、朝日東区、朝日西区、 <u>二夕区</u>																				
東小田小学校	篠隈区、篠隈新道区、丸町区、東小田上区、東小田下区、福島区、 <u>四三島区</u> 、下高場区、安野区																				
略																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

筑前町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和8年6月24日

筑前町教育委員会教育長

筑前町教育委員会規則第2号

筑前町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則

筑前町立学校の通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
三並小学校	櫛木区、三箇山区、黒岩区、三並区、 <u>畑嶋区</u> 、 長者町区、玉虫区、坂根区、 <u>上曽根田区</u> 、 <u>下曽根田区</u> 、三牟田区	三並小学校	櫛木区、三箇山区、黒岩区、三並区、 <u>畑島区</u> 、 長者町区、玉虫区、坂根区、 <u>上曽区</u> 、 <u>下曽区</u> 、 三牟田区
中牟田小学校	砥上区、吹田区、西田区、赤坂区、 <u>松延区</u> 、松 延新道区、石櫃区、中牟田町区、中牟田村区、 下原区、朝日東区、朝日西区、 <u>二区</u>	中牟田小学校	砥上区、吹田区、西田区、赤坂区、 <u>松延本村区</u> 、 松延新道区、石櫃区、中牟田町区、中牟田村区、 下原区、朝日東区、朝日西区、 <u>二夕区</u>
東小田小学校	篠隈区、篠隈新道区、丸町区、東小田上区、東 小田下区、福島区、 <u>四三嶋区</u> 、下高場区、安野 区	東小田小学校	篠隈区、篠隈新道区、丸町区、東小田上区、東 小田下区、福島区、 <u>四三島区</u> 、下高場区、安野 区
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。